

## 12 設備の管理状況

### 不適施設数

施設種別	調査施設数	不適施設数	不適施設割合 (%)
有料老人ホーム	65	53	82
特別養護老人ホーム	110	95	86
介護老人保健施設	53	49	92
軽費老人ホーム	10	9	90
養護老人ホーム	11	10	91
合計	249	216	87

都では、平成26年1月に都内の高齢者福祉施設で、レジオネラ症患者が複数発生した事例を受けて、平成26年度から平成28年度にかけて3年間の事業に取り組みました。

東京都福祉保健局高齢社会対策部が所管する入所型社会福祉施設等のうち、レジオネラ症の感染リスクが高い次の設備を有する施設に、都保健所が同局指導監査部と合同などで立入を行い、施設に対して「社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針」を周知徹底するとともに、施設が行う自主管理に対する技術的助言等の支援を行いました。

- 循環型浴槽 : 多人数が入浴できる浴槽で、浴槽水の浄化のためにろ過器を設置
- 循環型機械浴槽 : 車椅子やストレッチャーごと入浴可能で、補助水槽やろ過器を設置
- 循環給湯シャワー : 貯湯槽や循環ポンプがあり、湯を常時循環させてシャワー等に使用

その立入結果は、「不適施設数」及び「設備ごとの不適内容」の表のとおりです。不適件数が多いチェック項目について、各施設でも必要な管理ができているか再度確認してください。



図) 東京と全国のレジオネラ症患者届出件数の推移

## 設備ごとの不適内容

チェック項目		循環型 浴槽	循環型 機械浴槽	循環給湯 シャワー
換水	浴槽水は毎日完全に換水している	40/126 (32%)	5/124 (4%)	/
	毎日換水できない場合でも、週1回以上は完全に換水している	0/141 (0%)	0/82 (0%)	/
エアロゾル対策	気泡発生装置等に、毎日換水していない浴槽水を使用していない	0/117 (0%)	0/109 (0%)	/
レジオネラ属菌の検査	浴槽水のレジオネラ属菌検査を年1回以上行っている	1/127 (1%)	16/122 (13%)	/
	毎日換水していない場合は、レジオネラ属菌検査を年2回以上行っている	20/140 (14%)	2/83 (2%)	/
ろ過器配管	ろ過器の逆洗浄を週1回以上行っている	19/148 (13%)	/	/
	ろ過器や配管内の消毒を週1回以上行っている	107/155 (69%)	58/124 (47%)	/
集毛器	集毛器は毎日清掃している	70/155 (45%)	17/108 (16%)	/
遊離残留塩素	浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定して記録している	18/156 (12%)	24/125 (19%)	/
	遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上に保たれている	29/155 (19%)	22/120 (18%)	/
貯湯槽	貯湯槽内の温度は、60°C以上に保たれている	/	/	16/128 (13%)
給湯	末端の給湯栓の温度は、55°C以上に保たれている	/	/	53/122 (43%)
	給湯栓の温度を55°C以上に保てない場合は、遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上に保たれている	/	/	44/89 (49%)
その他	帳簿書類を5年間保存すること。 浴槽水からレジオネラ属菌が検出されなように対策を講じること等	24/155 (15%)	20/123 (16%)	33/128 (26%)

不適件数／調査件数  
(不適割合)

# 13 レジオネラ症の患者さんが発生すると…

## 保健所の対応

レジオネラ症の患者さんが発生した場合は、保健所は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づきレジオネラ症の原因調査を実施します。



例えば東京都では、

レジオネラ症の患者さんの、過去2週間以内の旅行の有無や、宿泊したホテルや旅館、入浴施設の利用の有無など、レジオネラ症の原因となる施設や設備の利用状況を調査します。

(社会福祉施設の浴槽はこの入浴施設に該当します。)



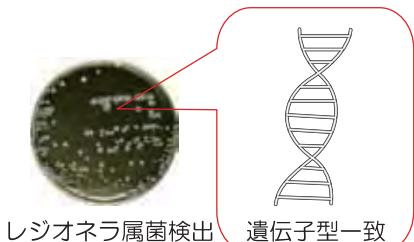
ホテル、旅館、入浴施設を利用した場合は、管轄する保健所（他道府県の場合もあります）に連絡し、保健所が必要に応じて浴槽水等の採水を行い、検査をします。



原因施設となった浴槽等については使用を停止し、保健所から配管等の洗浄を始めとする改善対策が指導されます。



## ひとくちメモ



浴槽水等でレジオネラ属菌が検出され、患者さんの痰に含まれるレジオネラ属菌と遺伝子型が一致するとその浴槽等が原因施設と特定されます。

## 施設の対応

日頃から入居者の他、デイサービスで浴槽を使用している方の住所、連絡先などを把握しておきましょう。

また、浴槽の利用者からレジオネラ症が疑われる患者が発生した場合は、**浴槽の使用を中止し、浴槽水等の消毒を行わずそのままの状態で保存し、保健所に連絡してください。**



## 14 安全を確保するために常に記録を

### 思い込みは危険です —「記憶」より「記録」を—

自分達の施設では起こらないという思い込みは危険です。

施設が問われるのは、日常の管理状況です。

「これはやったはず」という思い込みが、予期しなかった事態につながります。

- ・残留塩素濃度の測定記録
- ・集毛器の清掃記録
- ・ろ過器の逆洗浄、配管の消毒の記録

日々の管理を記録で確認することが利用者の安全を確保し、みなさん自身を不測の事態から守ります。

また、記録からより良い管理のための改善点を見つけることもできます。

**記録をつけること、それは、施設、管理者を守ることにつながります。**

施設の管理者は、自主管理点検票や水質検査結果等、浴槽水の維持管理に係わる帳簿書類を5年間保存しましょう。



**記録をつけること、それは施設を守ることにつながります**

## 循環型浴槽及び循環給湯シャワー等の自主管理点検票(年月～月)

施設名：所在地：

電話番号：

担当者名：

設備名	点検項目	○：適 ×：不適											
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	備考
換水	浴槽水は毎日完全に換水しているか。												
エアロゾル発生装置	毎日換水できない場合でも、週1回以上は完全に換水しているか。												
レジオネラ属菌	気泡発生装置やジェット噴射装置等に、毎日換水していない浴槽水を使用していないか。 浴槽水のレジオネラ属菌検査を年1回以上行っているか。(実施予定月：月)												
ろ過器等	毎日換水しない場合は、レジオネラ属菌検査を年2回以上行つているか。 (実施予定月：月、月)												
集毛器	ろ過器の逆洗浄を週1回以上行つているか。 ろ過器や配管内の消毒を週1回以上行つているか。												
遊離残留塩素	浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定して記録しているか。 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L以上に保たれているか。												
換水	浴槽水は毎日完全に換水しているか。												
エアロゾル発生装置	毎日換水できない場合でも、週1回以上は完全に換水しているか。												
レジオネラ属菌	浴槽水のレジオネラ属菌検査を年1回以上行つているか。(実施予定月：月)												
ろ過器等	毎日換水しない場合は、レジオネラ属菌検査を年2回以上行つているか。 (実施予定月：月、月)												
集毛器	ろ過器や配管内の消毒を週1回以上行つているか。												
遊離残留塩素	浴槽水の遊離残留塩素濃度を測定して記録しているか。 遊離残留塩素濃度は、0.4 mg/L以上に保たれているか。												
循環給湯シャワー	貯湯槽内の湯温は、60°C以上に保たれているか。(設定温度：度)												
給湯栓	末端の給湯栓の温度は、55°C以上に保たれているか。 給湯栓の温度を55°C以上に保てない場合は、遊離残留塩素濃度が0.1 mg/L以上に保たれているか。												

(様式例)

## 浴槽水の消毒・入浴設備、循環型給湯シャワーの日常点検記録票

年 月分

(循環系統名 )

点検日		遊離残留塩素濃度(mg/L) <sup>①</sup>				浴槽 <sup>②</sup>	集毛器 <sup>③</sup>	ろ過器 <sup>③</sup>	貯湯槽 <sup>④</sup>	給湯栓末端 <sup>⑤</sup>	備考 <sup>⑥</sup>
日	曜日	開始時	中間時	終了前	終了後消毒	換水	清掃	逆洗浄	温度(°C)	温度(°C)	配管消毒等
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											

①遊離残留塩素濃度 濃度を記入[0.4mg/L以上に保つこと]

②浴槽の換水(水の入れ替え) 実施日に○[原則、毎日換水すること]

③ろ過器 逆洗浄実施日に○[例、砂式は週1回以上実施すること]

④貯湯槽温度 温度を記録[60°C以上に保つこと]

⑤給湯栓末端 温度を記録[55°C以上に保つこと]

⑥備考には配管消毒実施日等を記録する

# 社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策衛生管理指針

平成23年6月22日  
東京都福祉保健局

## 1 目的

社会福祉施設等におけるレジオネラ症の発症を予防するため、循環型浴槽等の自主管理を推進し、衛生管理の徹底を図る。

## 2 対象

循環型浴槽、循環型機械浴槽、循環給湯シャワーのいずれかの設備を有する社会福祉施設及び有料老人ホーム

## 3 衛生管理措置基準

対象施設におけるレジオネラ症予防対策のために必要な維持管理上の措置基準は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 循環型浴槽、循環型機械浴槽

ア 浴槽水について年1回以上検査し、レジオネラ属菌の汚染の有無を確認すること。毎日完全に換えることなく使用する浴槽水については年2回以上検査すること。その結果、レジオネラ属菌が検出された場合は、直ちに当該設備の利用を中止し、清掃・消毒等必要な措置を行った後、再検査により安全を確認するまで利用を再開しないこと。

イ 浴槽水については、原則として毎日完全に換えること。これにより難い場合でも、週1回以上は完全に換えること。

ウ ロ過器については、週1回以上、逆洗浄等を行い、付着する生物膜等を物理的に排出するとともに、ロ過器及び浴槽水が循環する配管内に付着する生物膜等を消毒して除去すること。また、ロ過器の前に設置する集毛器は、毎日清掃すること。

エ 浴槽水については、遊離残留塩素濃度を測定して記録すること。遊離残留塩素濃度は、常に1リットルにつき0.4ミリグラム以上に保つとともに、1リットルにつき1ミリグラムを超えないよう努めること。ロ過器を設置している浴槽では、塩素系薬剤をロ過器の直前に注入又は投入し、ロ過器内の生物膜の生成を抑制すること。

オ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等エアロゾルを発生させる設備を設置している場合は、毎日完全に換えることなく使用している浴槽水を使用しないこと。

カ 貯湯槽は、湯温を60℃以上に保ち、貯湯槽内でレジオネラ属菌が繁殖しないようにすること。また、定期的に貯湯槽内の生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(2) 循環給湯シャワー

ア 循環給湯水については、原則として、貯湯槽内の湯温が60℃以上、末端の給湯栓で55℃以上に保つこと。これにより難い場合は、末端の給湯栓で、遊離残留塩素濃度を常に1リットルにつき0.1ミリグラム以上に保つこと。

イ 貯湯槽等に滞留している湯水を定期的に排水するとともに、1年に1回以上、貯湯槽等の清掃を実施すること。

(3) 共通事項

以上の措置に加え「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針（平成15年7月25日、厚生労働省告示第264号）」に準じた措置を行うこと。

#### 4 自主管理の推進

施設の管理者は、以下の方法により自主管理を推進する。

- (1) 施設の管理者は、管理する対象設備について自主管理点検票等を用いて衛生的に管理すること。なお、自主管理点検票については様式例1を、他の記録類は様式例2を参考に作成すること。
- (2) 施設の管理者は、自主管理点検票や水質検査結果等、浴槽水の維持管理に係わる帳簿書類を5年間保存すること。また、行政機関より、維持管理状況の報告を求められた場合には、自主管理点検票等により報告すること。
- (3) 施設の管理者は、従業者等に衛生管理方法を周知徹底するとともに、施設の管理者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めること。
- (4) 日常の衛生管理に係る責任者は、自主管理点検票の記入や水質検査結果、浴槽等の換水や消毒の状況などを記録し衛生管理に努めること。また、施設の管理者に対して、記入した自主管理点検票を定期的に示すなど、衛生的に管理していることを報告すること。

#### 5 保健所への連絡

- (1) 施設の管理者は、レジオネラ属菌が検出されるなど衛生管理措置基準に適合しない場合や循環型浴槽等の維持管理方法について疑問が生じた場合等、必要に応じて保健所の助言・指導を受けること。
- (2) レジオネラ症が疑われる患者が発生した場合は、原因と考えられる設備の使用を直ちに停止し、その現状を保持したまま、所轄の保健所に連絡すること。

【参考】対象設備 略

## お 問 合 せ 先

名称	所在地	電話番号	所管区域
西多摩保健所	198-0042 青梅市東青梅 5-19-6	0428-22-6141	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
南多摩保健所	206-0025 多摩市永山 2-1-5	042-371-7661	日野市、多摩市、稻城市
多摩立川保健所	190-0023 立川市柴崎町 2-21-19 〔平成32年5月末まで仮庁舎 190-0021 立川市羽衣町2-63〕	042-524-5171	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
多摩府中保健所	183-0022 府中市宮西町 1-26-1	042-362-2334	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
多摩小平保健所	187-0002 小平市花小金井 1-31-24	042-450-3111	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市
島しょ保健所	大島出張所 100-0101 大島町元町字馬の背 275-4	04992-2-1436	大島町、利島村、新島村、神津島村
	三宅出張所 100-1102 三宅島三宅村伊豆 1004	04994-2-0181	三宅村、御蔵島村
	八丈出張所 100-1511 八丈島八丈町三根 1950-2	04996-2-1291	八丈町、青ヶ島村
	小笠原出張所 100-2101 小笠原村父島字清瀬	04998-2-2951	小笠原村

社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策（改定版）

平成29年3月発行

登録番号（28）425

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

東京都新宿区新宿二丁目8番1号

電話 03(5320)4391（直通）

印刷

社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場